

吉川市事業継続支援金給付要綱

令和2年8月25日告示第232号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により市内経済に大きな影響が生じていることを踏まえ、事業活動の継続及び雇用の維持を目的として事業者等に対し、予算の範囲内で吉川市事業継続支援金（以下「支援金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業者及び農事組合法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(支援金の対象者)

第3条 支援金の対象者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、次の各号のいずれかに該当する事業者等とする。

- (1) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までの間に、事業収入が前年同月比で20%以上50%未満減少した月が存在すること。
- (2) 事業を開始した日から申請日までの期間が1年未満の事業者等（令和元年12月31日前に事業を開始している事業者等に限る。）にあっては、令和2年1月以後の月の事業収入が、前年の月平均の事業収入と比べ20%以上50%未満減少していること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 事業継続に係る支援金 1事業者等当たり100,000円
- (2) 家賃に係る支援金 1事業者等（自らの事業のため国内の土地又は建物（その使用及び収益の形態に鑑みこれらに類するものを含む。以下同じ。）に関する賃貸借契約又はこれと類似する契約（以下「賃貸借契約等」という。）に基づき他人の所有する土地又は建物を使用及び収益する権利を有する事業者等に限る。）当たり次のア又はイに掲げる額のうちいずれか少ない額

ア 申請日前1月以内に賃料等（賃貸借契約等に基づき土地又は建物を使用及び収益をするために対価として支払う金銭（当該対価に係る租税を含む。）をいう。以下同

じ。)として支払った額(複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合にあつては、1月分に相当する額)に15分の1を乗じて得た額の6月分に相当する額
イ 50,000円

(支援金の給付申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする事業者等は、吉川市事業継続支援金給付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)を令和3年1月29日までに市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 市長が別に定める算定表

(2) 令和元年分の確定申告書

(3) 納期到来分市税等完納証明書

(4) 振込先口座が確認できる書類

(5) 賃貸借契約書等の写し(前条第2号に規定する家賃に係る支援金の給付を受けようとする事業者等に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の給付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容を審査し、支援金の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の給付を決定したときは、支援金を当該申請者に給付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の給付をしないことを決定したときは、吉川市事業継続支援金不給付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(不給付要件)

第7条 次の各号のいずれかに該当する事業者等に対しては、支援金を給付しない。

(1) 市内に住所又は事業所を有しない事業者等

(2) 市税等(個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。)を滞納している事業者等

(3) 国が実施する持続化給付金の給付対象となる事業者等

(4) 令和2年1月1日以後に事業を開始した事業者等

(5) 次のアからエまでのいずれかに該当する事業者等であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例(平成24年吉川市条例第19号)第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与している事業者等

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者等

ウ 宗教上の組織又は団体

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当でないとする事業者等
(支援金の給付決定の取消し等)

第8条 市長は、支援金の給付決定を受けた当該申請者が、次の各号にいずれかに該当すると認めるときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 前条の規定する不給付要件に該当すると認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の給付決定を受けたと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、支援金の給付決定を取り消したときは、既に給付されている支援金の全部又は一部を返還させることができる。

3 市長は、前項の規定により支援金を返還させるときは、吉川市事業継続支援金返還通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の給付決定を受けた当該申請者に対して報告させ、又は関係書類その他の物件を提出させることができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第10条 支援金の給付を受けた事業者等は、当該支援金の給付に係る証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の証拠書類は、支援金の給付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。